

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
伊国防大臣との昼食会会場の借上等一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課 会計管理官 福田 裕之 東京都新宿区市谷本村町5-1	8月23日	株式会社ホテルオークラ東京  東京都港区虎ノ門2-10-4	1010401045658	部隊側で運用上その他の所要を満たす物件の調査を行った結果、最適と判断された物件であり、契約相手方が特定されるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	1,333,134	1,333,134	100.00%					
車両管理業務（変更契約）一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課 会計管理官 福田 裕之 東京都新宿区市谷本村町5-1	8月27日	株式会社トークイ  東京都中央区日本橋富沢町5-4	6010001093805	本契約は、既に締結している役務の契約履行中に新たな役務が発生したため、当該新たな役務について、原契約者と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	3,058,625	3,041,500	99.44%					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。